

議案第168号

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」を加える。

(川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条の5を第14条の7とし、第14条の2から第14条の4までを2条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第14条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第14条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部改正)

第4条 川崎市上下水道局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」を加える。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第5条 川崎市交通局企業職員定数条例(昭和42年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」を加える。

(川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正)

第6条 川崎市病院局企業職員定数条例(平成16年川崎市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配

偶者同行休業をしている職員」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。